

平成21年12月14日

滋賀県議会環境・農水常任委員会
委員長 青木愛子様

提出者

滋賀県議会環境・農水常任委員会
委員 上野幸夫

議第225号滋賀県環境総合計画の改定につき議決を
求めることについてに対する附帯決議案について

上記の附帯決議案を別紙のとおり提出する。

別紙

議第225号に対する附帯決議案

知事は、本計画の目標を効果的に達成するためには県民、事業者等の理解と協力が不可欠であることにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本計画の趣旨については、温室効果ガス排出量削減目標を達成する場合の県民負担と経済活動への影響を含め、県民、事業者等に対する十分な説明を行い、理解と協力が得られるよう努めること。
- 2 温室効果ガス排出量削減目標を達成するための施策の実施に当たっては、本県産業の競争力や雇用機会の確保に十分配慮するよう努めること。
- 3 その他本計画の目標を達成するための施策の実施に当たっては、本委員会での議論を十分踏まえ、これを行うこと。